

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成29年10月27日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700109 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700049 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 16 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日に訂正し、同年 8 月の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

平成 16 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 8 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

平成 16 年 8 月 31 日まで A 社に勤務し、同年 9 月 1 日に B 社にグループ会社間の異動をしたが、請求期間が厚生年金保険に未加入とされている。

給与から平成 16 年 8 月分の厚生年金保険料が控除されていたので、将来の年金受給に繋がるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険被保険者記録並びに A 社の元代表清算人が提出した請求者に係る人事情報及び賃金台帳から、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し（平成 16 年 9 月 1 日に A 社から B 社へ異動）、平成 16 年 8 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社に係る平成 16 年 7 月の厚生年金保険の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社の後継事業所である C 社の事業主は、平成 16 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、同年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を同年 9 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 8 月 31 日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年 8 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した

場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700159 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700018 号

## 第 1 結論

昭和 44 年 6 月から昭和 55 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 6 月から昭和 55 年 5 月まで

私は、昭和 44 年 6 月頃に夫に勧められて A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続を行い、同支所で保険料を納付したと記憶している。年金記録では、国民年金加入日が昭和 55 年 6 月 23 日とされているが、この時期は体調を崩しており、このような状態の時に年金加入手続をしたとは思えないし、手続をした記憶もない。

調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は国民年金手帳記号番号により行われていたため、請求者の主張どおりに国民年金保険料を納付するためには、昭和 44 年 6 月に請求者に対し国民年金手帳記号番号の払出しが必要となる。

一方、請求者が所持する年金手帳には、請求者が初めて国民年金の被保険者となった日は昭和 55 年 6 月 23 日と記載されているところ、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録においても請求者の国民年金被保険者資格取得年月日は昭和 55 年 6 月 23 日と記録されている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、前述の年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号(\*)は、昭和 55 年 6 月頃に払い出されたことが推認される上、同払出簿により、請求期間前後の昭和 43 年 5 月から昭和 55 年 6 月までに払い出されたと考えられる国民年金手帳記号番号(\*から\*まで)を確認したが、前述の国民年金手帳記号番号(\*)以外に請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はない。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700162号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1700019号

## 第1 結論

昭和57年10月から昭和58年9月までの請求期間及び昭和60年4月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年10月から昭和58年9月まで  
② 昭和60年4月から同年11月まで

昭和59年秋頃、A市役所で国民年金の加入手続を行ったところ、2年前まで遡って国民年金保険料を納付できると聞いたので、それから毎月、2年前の1か月分とその月の分を合わせて2か月分ずつ納付した。

平成22年\*月\*日に年金便が届いた際、昭和57年秋から昭和60年秋までの記録について、年金記録の訂正を申し出たところ、同年中に、日本年金機構本部より、昭和60年4月から同年11月までは納付済と認められるとの回答書が届いた。これで訂正になったと思い、当時所持していた昭和60年4月から同年11月までの国民年金保険料の領収書を廃棄した。

しかし、現在の被保険者記録照会を確認したところ、回答書で認められた内容が無記入となっている。当時の回答書は見当たらず領収書は廃棄したが、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

国民年金に初めて加入する際は、加入者に国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、オンライン記録によると、請求者の所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、昭和60年10月に払い出されたことが推認でき、昭和60年10月時点において、請求期間①のうち、昭和58年6月以前の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、当該払出時点より前に、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はない。

また、オンライン記録によれば、請求者は、請求期間①直後の昭和58年10月から請求期間②直前の昭和60年3月までの期間及び請求期間②直後の昭和60年12月から昭和62年3月までの期間について、国民年金保険料を納付した記録とされており、当該納付記録と請求者の主張を踏まえると、請求者は過年度保険料については、請求期間①直後の昭和58年10月分、現年度保険料については、前述の払出し直後の昭和60年12月分から納付を開始した可能性が否定できない。

なお、請求者が日本年金機構から平成22年\*月\*日に届いたとする年金便について、日本年金機構は、請求者の申出によらず通知する年金の加入記録については、ねんきん定期便が考えられるが、請求者へのねんきん定期便は誕生月(平成22年\*月)に通知しているため、請求者の主張する時期には通知していない旨回答している。

さらに、請求期間②について、国民年金保険料を納付した期間として記録の訂正が認められ

た際には、オンライン記録において、国民年金保険料の納付記録を訂正する処理がなされる  
ところ、当該訂正処理の履歴はない。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家  
計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付され  
ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が  
請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。